

～幼児教育・保育無償化のご案内～

一宮市 子ども家庭部 保育課

1. 制度の概要

2019（令和元）年10月から、3歳から5歳までの子ども、および住民税非課税世帯等の0歳から2歳の子どもを対象に幼児教育・保育無償化を実施しています。

無償化のためには、あらかじめ「施設等利用給付認定」の申請を行い、お住まいの市町村から認定を受ける必要があります。申請前に幼稚園等の利用があっても、その分の利用料は無償化の対象となりませんのでご注意ください。（申請日より前に遡って認定することはできません。）

幼稚園を利用される方について無償化の対象となる費用等は、次のとおりです。

給付の種類		対象者	対象となる費用・範囲
施設等利用給付	月額利用料 （入園料を含む）	満3歳から小学校入学前までのすべての子ども （施設等利用給付1～3号認定子ども）	通常の教育時間にかかる利用料と入園料（入園する年度の月数で割った金額）について月額25,700円を上限に無償化 ※実費徴収費用（教材費、通園送迎費等）は対象外
	預かり保育等の利用料	保育の必要性がある子ども（満3歳児は住民税非課税世帯等のみ） （施設等利用給付2号、3号認定子ども）	① 預かり保育利用料 利用日数×450円を上限に無償化 ② 認可外保育施設等 ^{※1} の利用料（在籍の園の開園日数等が一定の基準 ^{※2} に満たない場合のみ） ①、②合わせて月額11,300円（住民税非課税世帯等の満3歳児は16,300円）を上限に無償化。
副食費補足給付		・年収360万円未満相当世帯の子ども ・小学校3年生から数えて第3子以降の子ども	給食費のうち副食費（おかず代など）について月額5,100円を上限に無償化 ※主食費（米、パン代など）は対象外

※1 「特定子ども・子育て支援施設等」として確認を受けている認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業。市内の対象施設・事業については、市ウェブサイト（ページID1031370）で確認できます。

※2 預かり保育事業を含めた平日の開園時間が1日8時間以上かつ年間開園日数が200日以上

2. 施設等利用給付認定について

「施設等利用給付認定」の種類は、次のとおりです。

認定区分	認定要件
施設等利用給付1号認定 （新1号認定）	新2号または新3号の認定を受けていない満3歳以上の子ども
施設等利用給付2号認定 （新2号認定）	保育の必要性がある3歳児クラス（年少）以上の子ども
施設等利用給付3号認定 （新3号認定）	住民税非課税世帯等 [※] の保育の必要性がある満3歳から最初の3月31日までの間にある子ども

※ 住民税非課税世帯、生活保護受給世帯、里親

3. 施設等利用給付認定の申請方法

一宮市在住の方は、希望する認定区分により、以下の書類を入園前に園にご提出ください。

(1) 施設等利用給付1号認定を希望する方

- ・ 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その1）」

(2) 施設等利用給付2号認定または3号認定を希望する方

- ・ 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その2）」
- ・ 父母の保育の必要性の事由を確認するための書類（父母それぞれ必要です。）

<保育の必要性の事由を確認するための書類>

市所定の様式があります。在園施設、保育課、市ウェブサイト（ページID1009897）で取得できます。

事由	内容	必要な書類
就労	月60時間以上仕事をしている場合 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、全ての就労)	【被雇用者の場合】 就労証明書 【自営業の場合】 自営就労申立書(②) ※ 就労に変更がないときは、最新の源泉徴収票(1年を通じて就労した実績が反映されたものに限る)または確定申告の控え(就労先の名称、業種等が記載されているページが必要)の写しでも可 ※ 育児休業から復帰される方は、就労証明書の提出が必要です。
母親の出産	母親が出産の前後(産前3か月/産後2か月)の場合	申立書(③) + 母子健康手帳の写し(出産予定日がわかるページと表紙)
病気等	病気、心身に障害のある場合	申立書(③) + 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等の写しまたは診断書(写しでも可)等、状態がわかるもの
病人の看護等	家族が長期間の病気や心身に障害があるため、保護者がいつもその看護にあたっている場合	申立書(③) + 看護対象者の診断書等、状態のわかるもの(写しでも可)
災害等	火災・風水害・震災等で家屋を損失、破損したため、その復旧にあたっており、子どもの保育ができない場合	申立書(③) + 災害復旧にあたっていることがわかる書類
求職活動	継続的に求職活動を行っている場合(起業準備を含む) ※ 認定期間は、満3歳児は1か月、年少以上は3か月です。	求職活動申立書(⑤) (満3歳児のみ。年少以上は不要)
在学、職業訓練	教育施設に在学している場合や職業訓練を受けている場合	申立書(③) + 在学証明書(写しでも可)または学生証の写し
育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもについて継続利用が必要な場合	育児休業証明書(④)
その他	上記に類する状態にあると一宮市長が認めた場合	市保育課にお尋ねください。

※ 年少以上の子どもについては、保護者の育児休業中に新たに預かり保育の利用を開始する場合でも、施設等利用給付2号認定(新2号認定)の申請をすることができます。

4. 施設等利用費の支給方法

(1) 入園料、保育料 【対象：新1～3号認定の方】

保護者に代わり園に支給することとしています（代理受領）。上限額までの金額を差し引いた分を園にお支払ください。

(2) 預かり保育等の利用料 【対象：新2、3号認定の方】

施設等利用給付2号・3号認定の方が預かり保育等の利用料を支払った場合に、無償化対象分について、市から保護者に償還払い（払い戻し）します。（年4回）

利用月	請求時期	支給時期
4～6月	7月	9月中旬
7～9月	10月	12月中旬
10～12月	1月	3月中旬
1～3月	4月	5月下旬

手続き等は次のとおりです。

① 園・利用施設に利用料を支払う

↓

② 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」・「特定子ども・子育て支援提供証明書」

（ファミリーサポートセンターを利用した場合は「活動報告書」）を受け取る

※ 交付のタイミングは、園によって異なります。

※ 認可外保育施設等の利用が無償化対象となる方は、施設等の利用時にその旨をお申し出ください。

↓

③ 「施設等利用費請求書（償還払い用）」を②と一緒に提出する

※ 用紙は、請求時期に在籍園から配付されます。在籍園を通じて提出してください。

↓

④ 口座に振り込まれる

支払った利用料のうち無償化対象分が市から保護者の指定口座に振り込まれます。

※ 支給額、振込日等は個別に支払い決定通知書（圧着ハガキ）でお知らせします。

5. 副食費補足給付について

施設等利用給付認定を受けている方のうち、次の給付の要件に該当する方に、給食費のうち副食費（おかず代）を補足給付（減免）します。（上限月額5,100円）

(1) 給付の要件

次の①、②のいずれかに該当する子どもが対象です。

- ① 年収360万円未満相当の世帯^{※1}の子ども
- ② 小学校3年生から数えて第3子以降の子ども

※1 市民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯。

(2) 申請方法

要件に該当する場合は、「補足給付費交付申請書」をご提出ください。（あらかじめ市で要件に該当することが把握できた方には、園を通じて申請書をお渡しします。）

(3) 支給方法

保護者に代わり園に支給することとしています（代理受領）。上限額までの金額を差し引いた分を園にお支払ください。（園によって徴収方法が異なる場合があります。）

6. 市民税課税状況の確認に関する注意事項

- 施設等利用給付や副食費補足給付の審査において申請者及び同居親族の市民税の課税状況を確認する際、8月分の給付までは前年度の課税額、9月分の給付からは当年度の課税額で判定します。
- 収入等の申告がなく、非課税の確認ができない場合は、施設等利用給付3号の認定ができませんのでご注意ください。
- 課税基準日（各年1月1日）に市外にお住まいだった方については、所得状況がわかる書類のご提出をお願いすることがあります。
- 父母の月収の合計が125,000円以下で、祖父母と同居（世帯分離も含む）している場合は祖父母の税額も合算します。

7. こんなときは手続き等が必要です

● 市外へ転出する場合

→ 転出先の市町村で施設等利用給付認定を受ける必要があります。申請方法については、転出先の市町村へお尋ねください。

● ほかの幼稚園等に転園する場合

→ 転園先施設の利用前に、再度、幼児教育・保育無償化のための申請をしてください。（申請方法等は利用する施設によって異なります。）

● 新1号認定から新2号認定に変更したい場合

→ 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その2）」と保護者の事由ごとの添付書類をご提出ください。提出日の翌月から認定が変更されます。

● 保育の必要性の確認（現況確認）（新2号認定・新3号認定の方）

毎年4月に保育の必要性の事由の確認をします。手続き案内は園を通じて配付します。

● 保育の必要性の事由に変更があった場合（育児休業から就労復帰するなど）

→ 変更のあった保護者について、保育の必要性の事由を確認するための書類をご提出ください。

● 退職などにより保育の必要性がなくなった場合

→ 新2号（新3号）認定から新1号認定に変更しますので、直ちにお申し出ください。

お申し出が遅れ、保育の必要性がない期間に利用した預かり保育等の利用料について償還払いを受けた場合は、返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

一宮市役所 子ども家庭部 保育課
入所グループ

TEL (0586) 28-9024 (直通)